

地域再生戦略交付金について

まち・ひと・しごと創生本部事務局

1 趣旨

「地域再生戦略交付金」は、地域再生法に基づく地域再生計画を策定した地方公共団体が地域の創意工夫による課題解決のための取り組みについて国が支援する交付金で、交付対象は各府省庁の補助金等の対象とならない事業が対象となっています。

(平成 27 年度 国の予算額 70 億円)

【参考】地域再生計画について

地域再生計画とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組のことです。

地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができることとなっております。(これまでの認定件数 1,903 件)

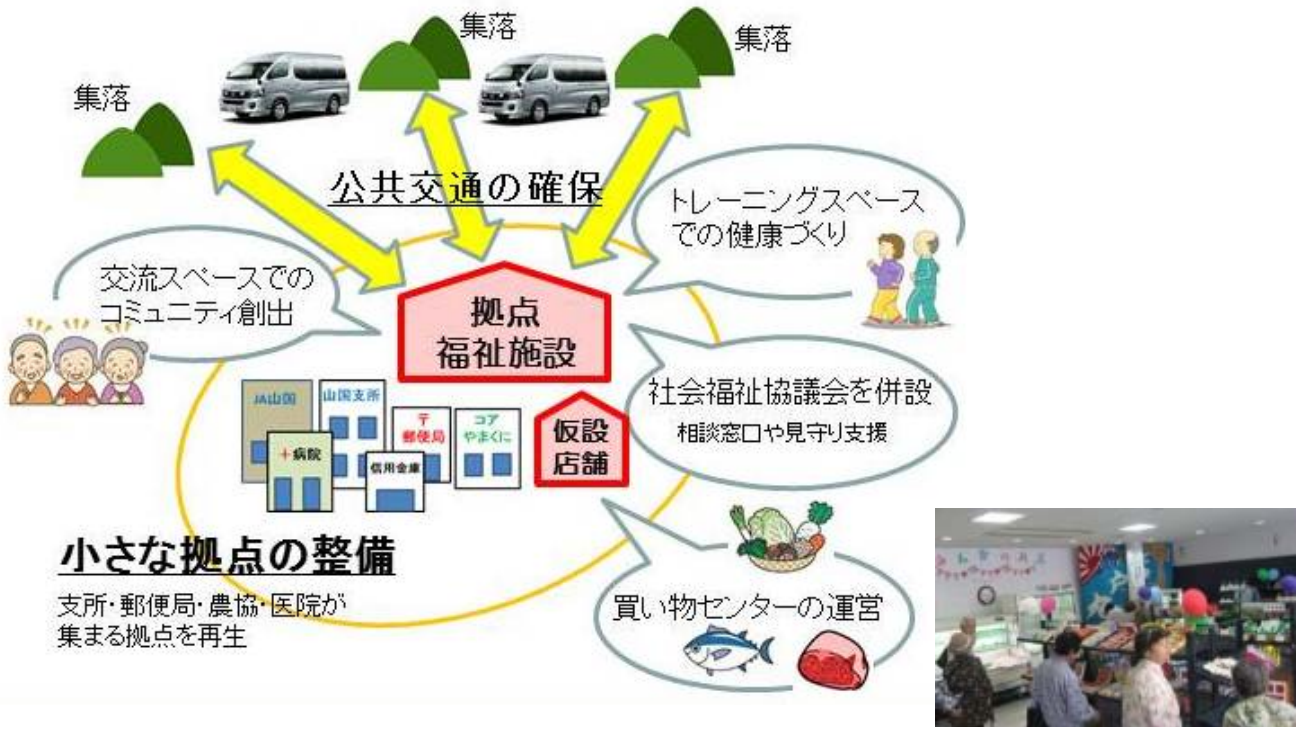
中津市では、山国地域での買い物センター運営など「小さな拠点整備」、農業公社やまくにが行う生産環境整備を柱とした地域再生計画の認定申請を行い、平成 27 年 6 月 30 日付けで内閣総理大臣の認定を受けました。

2 補助対象事業の概要

対象事業	補助対象 事業費	補助率	補助金額	補助対象事業内容
かかしの郷整備事業	27,968 千円	1/2	13,984 千円	土地造成工事費
買い物支援事業	3,411 千円	1/2	1,705 千円	店舗運営費
中山間地域農業再編事業	8,800 千円	1/3	2,933 千円	農業公社やまくにが行う 設備整備
合計	40,179 千円		18,622 千円	

補助対象事業のイメージ図

(1) かかしの郷整備事業・買い物支援事業



(店舗運営の様子)

(2) 中山間地域農業再編事業

